

監事監査の結果及び監事の意見

令和3年6月11日

監事 瀧田 武彦

監事 萩原 聡

監事 梶原 貴

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第12条第3項及び公立学校共済組合監事監査規程に基づき、公立学校共済組合の令和2年度の決算及び業務について監査をした結果及び監事の意見は、下記のとおりです。

記

1 監査実施期日

令和3年4月19日、4月20日、5月24日から27日まで及び6月11日

2 監査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 監査事項

公立学校共済組合監事監査規程第7条に掲げる事項

4 監査結果の概要及び監事の意見

(1) 決算について

令和2年度の決算において作成された公立学校共済組合の各経理の貸借対照表及び損益計算書について、関係帳簿及び証ひょう書類により監査を行った結果、その内容は適正であると認めます。

(2) 業務について

公立学校共済組合の業務全般については、下記5の注意事項を除き、地方公務員等共済組合法その他関係法令等の定めるところにより、概ね適正に執行されていることを認めます。

5 今後改善を要すると認められる事項

・注意事項

宿泊施設の不祥事防止については、再発防止に向けた取組を確実に実施すること。